

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
1	第1編 総則	第1編 総則	
1	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
1	第2節 計画の性格 1 （略） 2 碧南市国土強靱化地域計画との関係 （略） ア 人命の保護を最大限守る イ 地域及び社会の重要な機能を維持する ウ 市民の財産、公共施設及び産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する エ 迅速な復旧復興を可能とする （略）	第2節 計画の性格 1 （略） 2 碧南市国土強靱化地域計画との関係 （略） (1) 人命の保護を最大限守る (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する (3) 市民の財産、公共施設及び産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する (4) 迅速な復旧復興を可能とする （略）	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
3	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
3	第1節 防災の基本理念 （略） また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、（追記）科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 （略）	第1節 防災の基本理念 （略） また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 （略）	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県 SDGs 推進本部会議（2019 年 7 月 16 日開催）を踏まえた修正）
5	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																								
5 6 7	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 （略） 2 県 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>愛知県警察</td><td>(1)～(12) (略) (13)緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</td></tr></table> (略)	機関名	内 容	(略)	(略)	愛知県警察	(1)～(12) (略) (13)緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 （略） 2 県 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>愛知県警察</td><td>(1)～(12) (略) (13)緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。</td></tr></table> (略)	機関名	内 容	(略)	(略)	愛知県警察	(1)～(12) (略) (13)緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (災害対策基本法施行令の改正に伴う修正)												
機関名	内 容																										
(略)	(略)																										
愛知県警察	(1)～(12) (略) (13)緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。																										
機関名	内 容																										
(略)	(略)																										
愛知県警察	(1)～(12) (略) (13)緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。																										
14	第2編 災害予防	第2編 災害予防																									
14	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進																									
14	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td><td>防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社</td><td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 (追記) (追記) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 (追記) (追記) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td><td>防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社</td><td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	(略)	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 (追記) (追記) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																									
(略)	(略)	(略)																									
14 15	第1節 防災協働社会の形成推進 1 （略） 2 市民の基本的責務 (1)～(2) (略) (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）(追記)や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協	第1節 防災協働社会の形成推進 1 （略） 2 市民の基本的責務 (1)～(2) (略) (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>一時退避場所、火災時退避場所（いずれも、災害対策基本法第49条の4の規定における指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）</u>や避難所で自ら	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動																								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
15	力するなど、防災への寄与に努めなければならない。 (略)	活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。 (略)	の反映等 (表記の整理)
16	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (1) (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り（追記）、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) (略) (4) 市における措置 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性（追記）防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>（追記）</u>	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (1) (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を <u>図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) (略) (4) <u>防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性 <u>消防（防火）</u> クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 (5) <u>災害ボランティアセンター</u> 市は、 <u>災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
17	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 (略) イ (略) ◆資料編（資料1 2－2 0）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 (略) イ (略) ◆資料編（資料1 2－2 1）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
21	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
28	第5節 地下空間の浸水対策	第5節 地下空間の浸水対策	1．県の地域防災計画の修正の反映
29	1 (略) 2 県（建設局）及び市における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 <u>の</u> 設置する民間事業者等に提供する。 (2) (略)	1 (略) 2 県（建設局）及び市における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 <u>を</u> 設置する民間事業者等に提供する。 (2) (略)	(表記の整理)
29	第6節 農地防災対策 1 東海農政局、市及び土地改良区における措置 (1) たん水防除事業 (略) ◆資料編（資料3－2）排水機場施設一覧 <u>（追記）</u>	第6節 農地防災対策 1 東海農政局、市及び土地改良区における措置 (1) たん水防除事業 (略) ◆資料編（資料3－2）排水機場施設一覧 <u>表</u>	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
31	第3章 土砂災害予防対策	第3章 土砂災害予防対策	
32	第1節 土地利用の適正誘導 1 市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法 <u>（追記）</u> を始めとする各種個別法令等や、立地適正化計画の作成等	第1節 土地利用の適正誘導 1 市における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等や、立地適正化	1．県の地域防災計画の修正の反映 (都市再生特

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
32	により適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	計画の作成等により適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
35	第2節 土砂災害の防止 2 市における措置 (1) (略) (2) ハザードマップの作成及び周知 (略) ア (略) イ 住民の避難、救助等について (イ) 住民の避難 (略) 避難情報の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、<u>twitter</u>、Facebook などのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。 (略)	第2節 土砂災害の防止 2 市における措置 (1) (略) (2) ハザードマップの作成及び周知 (略) ア (略) イ 住民の避難、救助等について (イ) 住民の避難 (略) 避難情報の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、<u>X</u>、Facebook などのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
38	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
41	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策 1 放射性物質を取り扱う事業者における予防対策 (略)	第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策 1 放射性物質を取り扱う事業者における予防対策 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等
42	4 愛知労働局、消防署における措置 (略) ◆資料編（資料5－3）放射性物質保有事業所 ◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 (略)	4 愛知労働局、消防署における措置 (略) <u>(削除)</u> ◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 (略)	(表記の整理)
43	7 市民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)～(4) (略) (5) 市は、広報車の現地派遣、防災行政無線（同報系）、インターネットホームページ及びLINE、<u>twitter</u>、Facebook などのソーシャルメディア、ケー	7 市民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)～(4) (略) (5) 市は、広報車の現地派遣、防災行政無線（同報系）、インターネットホームページ及びLINE、<u>X</u>、Facebook などのソーシャルメディア、ケーブルテ	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
43	ブルテレビ（㈱キャッチネットワーク）、コミュニティーFM（㈱エフエムキャッチ）へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。 （略） 第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 （略） 3 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 （略） ◆資料編（資料5－4）石油類等大量保有事業所 ◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	レビ（㈱キャッチネットワーク）、コミュニティーFM（㈱エフエムキャッチ）へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。 （略） 第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 （略） 3 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 （略） ◆資料編（資料5－3）石油類等大量保有事業所 ◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
43	第7節 高圧ガス保安対策 （略）	第7節 高圧ガス保安対策 （略）	2．碧南市各部署における活動の反映等
44	3 高圧ガス施設等の所有者、管理者又は占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 （略） ◆資料編（資料5－5）高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	3 高圧ガス施設等の所有者、管理者又は占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置 （略） ◆資料編（資料5－4）高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	（表記の整理）
46	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
47	第2節 ライフライン関係施設対策 1～2 （略） 3 ガス施設 （略） (1)～(3) （略） (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 ア （略） イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るた	第2節 ライフライン関係施設対策 1～2 （略） 3 ガス施設 （略） (1)～(3) （略） (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 ア （略） イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るた	1．県の地域防災計画の修正の反映 （防災業務計画の記載を踏まえた修正）

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
50	め、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。 (略)	め、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。 (略)	
53	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
53	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 1 市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画マスタープラン(追記)において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備(追記)を促進する。	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 1 市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (都市再生特別措置法(令和2年度改正)に基づく修正)
53	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 市における措置 (1) (略) (2) (略) (追記)	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 市における措置 (1) (略) (2) (略) (3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正)
54	第3節 建築物の不燃化の促進 1 市における措置 (1) (略) (2) 建築物の不燃対策 (略)	第3節 建築物の不燃化の促進 1 市における措置 (1) (略) (2) 建築物の不燃対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
55	ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。 （略）	ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>（削除）</u> 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて <u>（削除）</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。 （略）	
56	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
56	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1～5 （略） 6 情報の収集・連絡体制の整備等 （略）	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1～5 （略） 6 情報の収集・連絡体制の整備等 （略）	1. 県の地域防災計画の修正の反映
60	(1) （略） (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策<u>（追記）</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防火構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	(1) （略） (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、<u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防火構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	（防災基本計画に基づく修正）
61	イ （略） ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 （略） <u>(1)</u> 防災行政無線（移動系） （略） <u>(2)</u> 防災行政無線（同報系） （略） ◆ （略） ◆資料編（資料12－<u>11</u>）愛知県防災行政無線局に関する協定書 （略） 7～11 （略） 12 災害廃棄物処理に係る事前対策	イ （略） ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 （略） <u>(1)</u> 防災行政無線（移動系） （略） <u>(1)</u> 防災行政無線（同報系） （略） ◆ （略） ◆資料編（資料12－<u>12</u>）愛知県防災行政無線局に関する協定書 （略） 7～11 （略） 12 災害廃棄物処理に係る事前対策	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																														
63	(略) (1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体（追記）との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (略)	(略) (1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																														
64	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策	(防災基本計画に基づく修正)																														
64	基本方針 (略) ○ 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>1(1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 1(2) 避難路の選定</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 避難に関する意識啓発</td><td>県、防災課 名古屋地方気象台</td><td>1(1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1(2) 避難のための知識の普及 1(3) 防災設備等の表記</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	防災課、土木港湾課	1(1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 1(2) 避難路の選定	(略)	(略)	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	県、防災課 名古屋地方気象台	1(1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1(2) 避難のための知識の普及 1(3) 防災設備等の表記	基本方針 (略) ○ 市長等は、あらかじめ一時退避場所、火災時退避場所や避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>1(1) 一時退避場所、火災時退避場所の指定 1(2) 避難路の選定</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 避難に関する意識啓発</td><td>県、防災課 名古屋地方気象台</td><td>1(1) 一時退避場所、火災時退避場所等の広報 1(2) 避難のための知識の普及 1(3) 防災設備等の表記</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等	防災課、土木港湾課	1(1) 一時退避場所、火災時退避場所の指定 1(2) 避難路の選定	(略)	(略)	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	県、防災課 名古屋地方気象台	1(1) 一時退避場所、火災時退避場所等の広報 1(2) 避難のための知識の普及 1(3) 防災設備等の表記	2. 碧南市各部署における活動の反映等
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	防災課、土木港湾課	1(1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 1(2) 避難路の選定																															
(略)	(略)	(略)																															
第5節 避難に関する意識啓発	県、防災課 名古屋地方気象台	1(1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）等の広報 1(2) 避難のための知識の普及 1(3) 防災設備等の表記																															
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等	防災課、土木港湾課	1(1) 一時退避場所、火災時退避場所の指定 1(2) 避難路の選定																															
(略)	(略)	(略)																															
第5節 避難に関する意識啓発	県、防災課 名古屋地方気象台	1(1) 一時退避場所、火災時退避場所等の広報 1(2) 避難のための知識の普及 1(3) 防災設備等の表記																															
65	第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等 1 市における措置 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定	第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等 1 市における措置 (1) 一時退避場所、火災時退避場所の指定	(表記の整理)																														
			2. 碧南市各部署における活動の反映等																														

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
65	市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 また、指定した緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。 ア 広域避難場所（火災時退避場所） 市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所（火災時退避場所）を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所（火災時退避場所）及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。 (ア) 広域避難場所（火災時退避場所）は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。 (イ) 広域避難場所（火災時退避場所）における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。 (ウ) 広域避難場所（火災時退避場所）は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。 (エ) 広域避難場所（火災時退避場所）内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。 (オ) 広域避難場所（火災時退避場所）は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。 (カ) 広域避難場所（火災時退避場所）は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。 (キ) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。 イ 一時避難場所（一時退避場所） 市は、広域避難場所（火災時退避場所）へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並び	市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を一時退避場所、火災時退避場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、一時退避場所、火災時退避場所を近隣市町村に設けるものとする。 また、指定した一時退避場所、火災時退避場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて（削除）一時退避場所、火災時退避場所を選定する。 ア 火災時退避場所 市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により火災時退避場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、火災時退避場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。 (ア) 火災時退避場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。 (イ) 火災時退避場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。 (ウ) 火災時退避場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。 (エ) 火災時退避場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。 (オ) 火災時退避場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。 (カ) 火災時退避場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。 (キ) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。 イ 一時退避場所 市は、火災時退避場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア	（表記の整理） 2. 碧南市各部署における活動

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
66	にボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を<u>一時避難場所（一時退避場所）</u>として選定し、確保する。なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては<u>広域避難場所（火災時退避場所）</u>と同様の取扱いとする。 ◆資料編（資料8－1）一時退避場所及び火災時退避場所 ウ <u>一時待避所</u> 市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を<u>一時待避所</u>とし、指定を推進する。 ◆資料編（資料8－1）一時退避場所及び火災時退避場所 (略)	等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を<u>一時退避場所</u>として選定し、確保する。なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては<u>火災時退避場所</u>と同様の取扱いとする。 ◆資料編（資料8－1）一時退避場所及び火災時退避場所 ウ <u>一時退避場所</u> 市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を<u>一時退避場所</u>とし、指定を推進する。 ◆資料編（資料8－1）一時退避場所及び火災時退避場所 (略)	の反映等 (表記の整理)
66	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 (略) (1) マニュアルの作成 (略) ア～カ (略)	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 (略) (1) マニュアルの作成 (略) ア～カ (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等
67	キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること (ア) (略) また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに<u>指定緊急避難場所</u>等への立退き避難を完了することが期待できる。(略)	キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること (ア) (略) また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>への立退き避難を完了することが期待できる。(略)	(表記の整理)
68	第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。	第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。	
69	(1) 避難計画の作成 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。	(1) 避難計画の作成 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。	2. 碧南市各部署における活動

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
69	ア 避難情報を行う基準及び伝達方法 イ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 なお、<u>指定緊急避難場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 ウ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所への経路及び誘導方法 エ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)～(オ)（略） オ <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>や避難所の秩序保持 (イ)～(エ)（略） カ（略） (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) ア（略） イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。 ウ（略） (略)	ア 避難情報を行う基準及び伝達方法 イ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 なお、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 ウ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所への経路及び誘導方法 エ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア)～(オ)（略） オ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>や避難所の秩序保持 (イ)～(エ)（略） カ（略） (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略) ア（略） イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。 ウ（略） (略)	の反映等 （表記の整理） 2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
70	第5節 避難に関する意識啓発 1 市及び名古屋地方気象台における措置 市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u>・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。 (1) <u>緊急避難場所等</u>の広報	第5節 避難に関する意識啓発 1 市及び名古屋地方気象台における措置 市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。 (1) <u>一時退避場所、火災時退避場所等</u>の広報	2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
70	市は、緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の名称 イ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の所在位置 ウ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所への経路 エ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所の区分 オ その他必要な事項 ・指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）と指定避難所の役割が違ふこと ・指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）は災害種別に応じて指定がなされていること (2) 避難のための知識の普及 (略) ア (略) イ 避難時における知識 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること） ・(略) ・(略) ウ 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難所滞在中の心得 (3) その他 (略) (3) その他 ア (略) イ 市は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	市は、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ア <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の名称 イ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の所在位置 ウ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所への経路 エ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所の区分 オ その他必要な事項 <u>(イ) 一時退避場所、火災時退避場所と避難所の役割が違ふこと</u> <u>(イ) 一時退避場所、火災時退避場所</u>は災害種別に応じて指定がなされていること (2) 避難のための知識の普及 (略) ア (略) イ 避難時における知識 <u>(イ) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、一時退避場所、火災時退避場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと</u> <u>(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した一時退避場所、火災時退避場所を避難先として選択すべきであること（特に、一時退避場所、火災時退避場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）</u> <u>(ウ) (略)</u> <u>(エ) (略)</u> ウ <u>一時退避場所、火災時退避場所</u>、避難所滞在中の心得 <u>(削除)</u> (略) (3) その他 ア (略) イ 市は、<u>避難所</u>及び<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
71			

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
	ウ（略）	するよう努める。 ウ（略）	
72	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
72	基本方針 （略） ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>（追記）ボランティア（追記）団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。（略）</u>	基本方針 （略） ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>NPO・ボランティア関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。（略）	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
72	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	1. 県の地域防災計画の修正の反映
73	1 市における措置 （1）（略） （2）指定避難所の指定 ア～エ（略） <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源の確保等に配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>カ</u> （略） ◆資料編（資料12－21）災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） ◆資料編（資料12－37） <u>災害時等における要援護者（要配慮者）に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書</u> <u>キ</u> （略） <u>（追記）</u>	1 市における措置 （1）（略） （2）指定避難所の指定 ア～エ（略） <u>（(3)に統合）</u> <u>オ</u> （略） ◆資料編（資料12－22）災害時における避難所開設に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会） ◆資料編（資料12－37） <u>災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に関する協定書</u> <u>カ</u> （略） <u>(3) 福祉避難所の整備</u> <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障</u>	（防災基本計画に基づく修正及び表記の整理） 2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理） 1. 県の地域防災計画の修正の
74			

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
74	<u>(参考) 第3編 災害応急対策 第9章 第2節より</u> <u>1 市における措置</u> <u>(5) 福祉避難所の設置等</u> <u>(略)</u> <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	<u>害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 一時退避場所、火災時退避場所と避難所は相互に兼ねることができるが、一時退避場所、火災時退避場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	反映
75	<u>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</u> <u>(略)</u> <u>(4) 避難所の破損等への備え</u> <u>(略)</u> <u>(5) 避難所の運営体制の整備</u> <u>ア (略)</u> <u>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。(追記)</u> <u>(略)</u>	<u>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</u> <u>(略)</u> <u>(5) 避難所の破損等への備え</u> <u>(略)</u> <u>(6) 避難所の運営体制の整備</u> <u>ア (略)</u> <u>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> <u>(略)</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
75	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
76	1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置	1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置	
	(1) (略)	(1) (略)	
76	(2) 在宅者の要配慮者対策	(2) 在宅者の要配慮者対策	
	(略)	(略)	
	イ 応援協力体制の整備	イ 応援協力体制の整備	
	(略)	(略)	
	◆資料編（資料12－59）災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	◆資料編（資料12－60）災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	2. 碧南市各部署における活動の反映等
	(略)	(略)	(表記の整理)
77	(3) 避難行動要支援者対策	(3) 避難行動要支援者対策	
	ア～エ (略)	ア～エ (略)	
	オ 個別避難計画の作成	オ 個別避難計画の作成	1. 県の地域防災計画の修正の反映
	(略)	(略)	
	なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u>	なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>また、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	(防災基本計画に基づく修正)
	(略)	(略)	
78	カ～キ (略)	カ～キ (略)	
	<u>(追記)</u>	<u>ク 県及び名古屋地方気象台からの取組の支援</u>	
		<u>市は、県の実施する事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援及び名古屋地方気象台が実施する要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を積極的に活用するものとする。</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等
	<u>ク 名簿情報及び計画情報の漏えいを防止</u>	<u>ケ 名簿情報及び計画情報の漏えいを防止</u>	(表記の整理)
	(略)	(略)	
	<u>ケ (追記) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u>	<u>コ 安全確認後の避難所への移送</u>	
	(4) 外国人等に対する対策	市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に <u>一時退避場所、火災時退避場所</u> から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	1. 県の地域防災計画の修正の反映
	県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>在日</u> 外国人住民と、早期帰国等に向けた交通	県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人住民と、早期帰国等に向けた交	(愛知県災害

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																								
79	情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア～エ（略） オ 災害時に多言語情報の提供<u>（追記）</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (5)（略） <u>（追記）</u>	通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア～エ（略） オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (5)（略） <u>(6) 災害ケースマネジメント</u> <u>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画に基づく修正)																								
81	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備																									
81	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td><td>防災課、秘書情報課 消防署、警察署</td><td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	防災課、秘書情報課 消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td><td>防災課、経営企画課 消防署、警察署</td><td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	防災課、経営企画課 消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	防災課、秘書情報課 消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	防災課、経営企画課 消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																									
(略)	(略)	(略)																									
81	第1節 広域応援・受援体制の整備 1（略） 2 応援協定の締結等 (1)～(2)（略） (3) 民間団体等との協定の締結等 (略)	第1節 広域応援・受援体制の整備 1（略） 2 応援協定の締結等 (1)～(2)（略） (3) 民間団体等との協定の締結等 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理)																								
82	◆資料編（資料12－9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12－24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 (略)	◆資料編（資料12－10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12－25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書 (略)																									

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
83	第4節 防災活動拠点の確保等 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 （略）	第4節 防災活動拠点の確保等 1 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 （略）	2．碧南市各 局における活動 の反映等 （表記の整理）
85	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
88	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市における措置 （1）防災意識の啓発 （略） ア～ウ （略） エ 地域の緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）、避難路に関する知識 （略）	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市における措置 （1）防災意識の啓発 （略） ア～ウ （略） エ 地域の一時退避場所、火災時退避場所、避難路に関する知識 （略）	2．碧南市各 局における活動 の反映等 （表記の整理）
91	第12章 防災に関する調査研究の推進	第12章 防災に関する調査研究の推進	
91	第1節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 （略） （1）～（3） （略）	第1節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 （略） （1）～（3） （略）	1．県の地域防 災計画の修正の 反映 （表記の整理）
92	（4）地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	（4）地籍調査 市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	
93	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																								
93	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																									
93	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 職員の派遣要請</td><td>情報・調整班（秘書 情報課）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 職員の派遣要請	情報・調整班（秘書 情報課）	(略)	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 職員の派遣要請</td><td>情報・調整班（秘書課）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 職員の派遣要請	情報・調整班（秘書課）	(略)	(略)	(略)	(略)	2．碧南市各部 局における活動 の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 職員の派遣要請	情報・調整班（秘書 情報課）	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 職員の派遣要請	情報・調整班（秘書課）	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
94	第1節 災害対策本部の設置・運営 (略)	第1節 災害対策本部の設置・運営 (略)	2．碧南市各部 局における活動 の反映等																								
96	2 職員動員計画 [参照項目] ◆資料編（資料1 4－2）碧南市職員非常配備体制表（追記） (略)	2 職員動員計画 [参照項目] ◆資料編（資料1 4－2）碧南市職員非常配備体制表（抜粋） (略)	(表記の整理)																								
98	(2) 配備編成 各部班の編成は、碧南市職員非常配備体制表によるものとする。 ◆資料編（資料1 4－2）碧南市職員非常配備体制表（追記）	(2) 配備編成 各部班の編成は、碧南市職員非常配備体制表によるものとする。 ◆資料編（資料1 4－2）碧南市職員非常配備体制表（抜粋）																									
99	第2節 職員の派遣要請 1～3（略）	第2節 職員の派遣要請 1～3（略）	2．碧南市各部 局における活動 の反映等																								
100	◆資料編（資料1 2－1 2）災害対策本部等設置時における職員の派遣に 関する協定書（市対衣浦東部広域連合） 4 被災市町村への職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した 職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとす る。	◆資料編（資料1 2－1 3）災害対策本部等設置時における職員の派遣に 関する協定書（市対衣浦東部広域連合） 4 被災市町村への職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した 職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策のため、派遣職員の健康管理（削除）等を徹底するものとする。	(表記の整理) 1．県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理)																								
103	第2章 避難行動	第2章 避難行動																									

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																										
104	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 気象警報等の発表、伝達</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、広報班（経営企画課）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 気象警報等の発表、伝達	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、広報班（経営企画課）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 気象警報等の発表、伝達</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、 広報班（秘書課）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 気象警報等の発表、伝達	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、 広報班（秘書課）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																											
第1節 気象警報等の発表、伝達	(略)	(略)																											
	(市) 本部班（防災課）、広報班（経営企画課）	(略)																											
	(略)	(略)																											
(略)	(略)	(略)																											
区 分	機 関 名	主 な 内 容																											
第1節 気象警報等の発表、伝達	(略)	(略)																											
	(市) 本部班（防災課）、 広報班（秘書課）	(略)																											
	(略)	(略)																											
(略)	(略)	(略)																											
105	第1節 気象警報等の発表、伝達 1～10（略） 1.1 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図	第1節 気象警報等の発表、伝達 1～10（略） 1.1 気象予報警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図																											
106	※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号（追記）の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	1．県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 1．県の地域防災計画の修正の反映 (根拠となる法令の追記)																										

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
109	2節 避難情報	2節 避難情報	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
111	1 市における措置 (1)～(5) (略) (6) 避難の措置と周知 (略) <u>(1) 住民への周知徹底</u> (略) ア 伝達の方法 <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> ラジオ・テレビ放送等による伝達 NHK、ケーブルテレビ（株キャッチネットワーク）、コミュニティーFM（株エフエムキャッチ）その他民間放送局に対して、避難指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、知事を通じて放送について協力を依頼するとともに、インターネットホームページ及びLINE、 <u>twitter</u> 、Facebookなどのソーシャルメディア、電話（携帯電話を含む）、無線、FAX等を活用し周知徹底を図るものとする。 <u>(カ)</u> (略) <u>(キ)</u> (略) <u>イ</u> 伝達の系統 (略) <u>ウ</u> 避難指示の内容 (略) <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>(2) 関係機関の相互連絡</u> (略)	1 市における措置 (1)～(5) (略) (6) 避難の措置と周知 (略) <u>ア</u> 住民への周知徹底 (略) <u>(ア)</u> 伝達の方法 <u>a</u> (略) <u>b</u> (略) <u>c</u> (略) <u>d</u> (略) <u>e</u> ラジオ・テレビ放送等による伝達 NHK、ケーブルテレビ（株キャッチネットワーク）、コミュニティーFM（株エフエムキャッチ）その他民間放送局に対して、避難指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、知事を通じて放送について協力を依頼するとともに、インターネットホームページ及びLINE、 <u>X</u> 、Facebookなどのソーシャルメディア、電話（携帯電話を含む）、無線、FAX等を活用し周知徹底を図るものとする。 <u>f</u> (略) <u>g</u> (略) <u>(イ)</u> 伝達の系統 (略) <u>(ウ)</u> 避難指示の内容 (略) <u>a</u> (略) <u>b</u> (略) <u>c</u> (略) <u>d</u> (略) <u>e</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>イ</u> 関係機関の相互連絡 (略)	
112			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																
115	第3節 住民等の避難誘導等 （略） 1 住民等の避難誘導等 （1）～（3） （略） （4）市は、<u>指定緊急避難場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。 （略）	第3節 住民等の避難誘導等 （略） 1 住民等の避難誘導等 （1）～（3） （略） （4）市は、<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。 （略）	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）																
116	第4節 広域避難 1 広域避難に係る協議 （1）市における措置 市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の<u>指定緊急避難場所</u>その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。（略）	第4節 広域避難 1 広域避難に係る協議 （1）市における措置 市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の<u>一時退避場所、火災時退避場所</u>その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。（略）	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）																
118	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																	
119	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 被害状況等の 収集・伝達</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（経営企画課）、地域班（地域協働課）、巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課） 始め全課</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 被害状況等の 収集・伝達	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（経営企画課）、地域班（地域協働課）、巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課） 始め全課	（略）	（略）	（略）	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 被害状況等の 収集・伝達</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画</u>課）、広報班（<u>秘書</u>課）、地域班（地域協働課）、巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課） 始め全課</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 被害状況等の 収集・伝達	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、地域班（地域協働課）、巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課） 始め全課	（略）	（略）	（略）	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																	
第1節 被害状況等の 収集・伝達	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（経営企画課）、地域班（地域協働課）、巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課） 始め全課	（略）																	
	（略）	（略）																	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																	
第1節 被害状況等の 収集・伝達	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、地域班（地域協働課）、巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課） 始め全課	（略）																	
	（略）	（略）																	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																				
119	<table><tr><td>第2節 通信手段の 確保</td><td>(市) 本部班 (防災課)、 広報班 (経営企画課) 防災関係機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第3節 広報</td><td>(市) 広報班 (経営企画課)、 市民班 (市民課) 防災関係機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 広報班 (経営企画課)、 防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	第2節 通信手段の 確保	(市) 本部班 (防災課)、 広報班 (経営企画課) 防災関係機関	(略)	第3節 広報	(市) 広報班 (経営企画課)、 市民班 (市民課) 防災関係機関	(略)	(略)	(略)	(市) 広報班 (経営企画課)、 防災関係機関	(略)	<table><tr><td>第2節 通信手段の 確保</td><td>(市)本部班(防災課)、 広報班 (秘書課) 防災関係機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第3節 広報</td><td>(市)広報班(秘書課)、 市民班 (市民課) 防災関係機関</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市)広報班(秘書課)、 防災関係機関</td><td>(略)</td></tr></table>	第2節 通信手段の 確保	(市)本部班(防災課)、 広報班 (秘書課) 防災関係機関	(略)	第3節 広報	(市)広報班(秘書課)、 市民班 (市民課) 防災関係機関	(略)	(略)	(略)	(市)広報班(秘書課)、 防災関係機関	(略)	
第2節 通信手段の 確保	(市) 本部班 (防災課)、 広報班 (経営企画課) 防災関係機関	(略)																					
第3節 広報	(市) 広報班 (経営企画課)、 市民班 (市民課) 防災関係機関	(略)																					
	(略)	(略)																					
	(市) 広報班 (経営企画課)、 防災関係機関	(略)																					
第2節 通信手段の 確保	(市)本部班(防災課)、 広報班 (秘書課) 防災関係機関	(略)																					
第3節 広報	(市)広報班(秘書課)、 市民班 (市民課) 防災関係機関	(略)																					
	(略)	(略)																					
	(市)広報班(秘書課)、 防災関係機関	(略)																					
119	第1節 被害状況等の収集・伝達 (略)	第1節 被害状況等の収集・伝達 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																				
125	6 市の災害情報・被害状況の報告の方法 (略) (4) 被害判定基準 資料編（資料4－4）による。	6 市の災害情報・被害状況の報告の方法 (略) (4) 被害判定基準 <u>(削除)</u>	(表記の整理)																				
127	第3節 広報 1 防災関係機関の措置 (略)	第3節 広報 1 防災関係機関の措置 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																				
128	(2) (略) ◆資料編（資料1 2－4 7）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 <u>（愛知県行政書士会 碧海支部）</u> (略)	(2) (略) ◆資料編（資料1 2－4 7）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 <u>(削除)</u> (略)	(表記の整理)																				
129	4 広報内容 (1) (略) (2) 災害発生直後の広報 ア～ウ (略) エ <u>医療・救護所の開設状況</u> (略)	4 広報内容 (1) (略) (2) 災害発生直後の広報 ア～ウ (略) エ <u>(削除)</u> 救護所の開設状況 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) (「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」																				

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																										
129	（略） (ア)～(イ)（略） (ウ) インターネットホームページ掲載及びLINE、<u>twitter</u>、Facebook などのソーシャルメディアによる情報提供 （略） ◆資料編（資料12－<u>16</u>）災害時の放送に関する協定（<u>追記</u>） （市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ）	（略） (ア)～(イ)（略） (ウ) インターネットホームページ掲載及びLINE、<u>X</u>、Facebook などのソーシャルメディアによる情報提供 （略） ◆資料編（資料12－<u>17</u>）災害時の放送に関する協定<u>書</u> （市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ）	に統一） 2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）																																										
131	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																											
131	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 応援協力</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>秘書情報課</u>）、調達班（行政課）、会計班（会計課）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第2節 救援隊等による協力</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>秘書情報課</u>） 消防署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第3節 自衛隊の災害派遣</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>秘書情報課</u>）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第5節 労務計画</td><td>（市）情報・調整班（<u>秘書情報課</u>）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第6節 防災活動拠点</td><td>（市）情報・調整班（<u>秘書情報課</u>）、土木施設管理班（都市整備課）、社会教育班（スポーツ課）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 応援協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）、調達班（行政課）、会計班（会計課）	（略）	第2節 救援隊等による協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ） 消防署	（略）	第3節 自衛隊の災害派遣	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）	（略）	（略）	（略）	（略）	第5節 労務計画	（市）情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）	（略）	第6節 防災活動拠点	（市）情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）、土木施設管理班（都市整備課）、社会教育班（スポーツ課）	（略）	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 応援協力</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画課</u>）、調達班（行政課）、会計班（会計課）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第2節 救援隊等による協力</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画課</u>） 消防署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第3節 自衛隊の災害派遣</td><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画課</u>）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第5節 労務計画</td><td>（市）情報・調整班（<u>経営企画課</u>）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第6節 防災活動拠点</td><td>（市）情報・調整班（<u>経営企画課</u>）、土木施設管理班（都市整備課）、社会教育班（スポーツ課）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 応援協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）、調達班（行政課）、会計班（会計課）	（略）	第2節 救援隊等による協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ） 消防署	（略）	第3節 自衛隊の災害派遣	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）	（略）	（略）	（略）	（略）	第5節 労務計画	（市）情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）	（略）	第6節 防災活動拠点	（市）情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）、土木施設管理班（都市整備課）、社会教育班（スポーツ課）	（略）	2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
区 分	機関名	主 な 措 置																																											
第1節 応援協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）、調達班（行政課）、会計班（会計課）	（略）																																											
第2節 救援隊等による協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ） 消防署	（略）																																											
第3節 自衛隊の災害派遣	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）	（略）																																											
（略）	（略）	（略）																																											
第5節 労務計画	（市）情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）	（略）																																											
第6節 防災活動拠点	（市）情報・調整班（ <u>秘書情報課</u> ）、土木施設管理班（都市整備課）、社会教育班（スポーツ課）	（略）																																											
区 分	機関名	主 な 措 置																																											
第1節 応援協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）、調達班（行政課）、会計班（会計課）	（略）																																											
第2節 救援隊等による協力	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ） 消防署	（略）																																											
第3節 自衛隊の災害派遣	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）	（略）																																											
（略）	（略）	（略）																																											
第5節 労務計画	（市）情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）	（略）																																											
第6節 防災活動拠点	（市）情報・調整班（ <u>経営企画課</u> ）、土木施設管理班（都市整備課）、社会教育班（スポーツ課）	（略）																																											
132	第1節 応援協力 1 市における措置 (1) （略） (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） （略）	第1節 応援協力 1 市における措置 (1) （略） (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） （略）	2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）																																										

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																		
132	◆資料編（資料12－9）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12－24）碧南市、越前市災害時相互応援協定書（略）	◆資料編（資料12－10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定 ◆資料編（資料12－25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書（略）																			
133	第2節 救援隊等による協力 1 市及び消防署の措置	第2節 救援隊等による協力 1 市及び消防署における措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）																		
134	第3節 自衛隊の災害派遣 1 市における措置（略） (1)（略） ◆資料編（資料13－5）自衛隊災害派遣（追記）依頼書 (2)（略） <table><tr><th>通知先</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第10特科連隊長 （豊川駐屯地司令）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	通知先	所在地	電話番号	陸上自衛隊 第10特科連隊長 （豊川駐屯地司令）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第3節 自衛隊の災害派遣 1 市における措置（略） (1)（略） ◆資料編（資料13－5）自衛隊災害派遣要請依頼書 (2)（略） <table><tr><th>通知先</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第6施設群長 （豊川駐屯地司令）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	通知先	所在地	電話番号	陸上自衛隊 第6施設群長 （豊川駐屯地司令）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
通知先	所在地	電話番号																			
陸上自衛隊 第10特科連隊長 （豊川駐屯地司令）	（略）	（略）																			
（略）	（略）	（略）																			
通知先	所在地	電話番号																			
陸上自衛隊 第6施設群長 （豊川駐屯地司令）	（略）	（略）																			
（略）	（略）	（略）																			
135	(3)～(4)（略） 2（略） 3 災害派遣部隊の受入れ (1)（略） (2)（略） ア～エ（略） オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。 （追記） a ヘリポート用地として、資料編（資料6－10）に記載された基準を満たす地積を確保する。（略） ◆資料編（資料6－10）着陸帯設定時における留意事項 b（略）	(3)～(4)（略） 2（略） 3 災害派遣部隊の受入れ (1)（略） (2)（略） ア～エ（略） オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。 （イ）事前の準備 a ヘリポート用地として、資料編（資料6－9）に記載された基準を満たす地積を確保する。（略） ◆資料編（資料6－9）着陸帯設定時における留意事項 b（略）																			

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
135	◆資料編(資料6－9)緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所 (略) (イ) 受入時の準備 a (略) ◆資料編(資料6－11) H記号及び吹流しの基準	◆資料編(資料6－8)緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所 (略) (イ) 受入時の準備 a (略) ◆資料編(資料6－10) H記号及び吹流しの基準	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
136	第4節 ボランティアの受入れ 1 市及び社会福祉協議会における措置 (1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに開設し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、市は、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 ◆資料編（資料12－20）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書 (市対碧南市社会福祉協議会) (2) (略) (追記)	第4節 ボランティアの受入れ 1 市及び社会福祉協議会における措置 (1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを(削除)開設し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、市は、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 ◆資料編（資料12－21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書 (市対碧南市社会福祉協議会) (2) (略) (3) 社会福祉協議会は、県が設置する広域ボランティア支援本部を積極的に活用し、ボランティアの確保に努めるものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
137	2 コーディネーターの役割 (略) ＜ボランティア受入れの流れ＞ 	＜ボランティア受入れの流れ＞ 	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
137	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u> (追記)	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正)
141	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
144	第3節 航空機の活用 1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請） (略)	第3節 航空機の活用 1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請） (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等
145	◆資料編(資料12-18)愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	◆資料編(資料12-19)愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	(表記の整理)
146	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																
146	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 (追記) ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>碧南市消防署</td><td></td><td>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 (追記) ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請		碧南市消防署		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動		(略)	(略)			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>碧南市消防署</td><td></td><td>○(削除) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請		碧南市消防署		○(削除) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動		(略)	(略)			1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画に基づく修正及び表記の整理）
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 (追記) ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請																																	
碧南市消防署		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																	
(略)	(略)																																		
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請																																	
碧南市消防署		○(削除) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																	
(略)	(略)																																		
147	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 医療救護</td><td>(市) 第1 医療班（健康課） 第2 医療班（市民病院） 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会</td><td>1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 内 容	第1節 医療救護	(市) 第1 医療班（健康課） 第2 医療班（市民病院） 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 医療救護</td><td>(市) 第1 医療班（健康課） 第2 医療班（市民病院） 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会</td><td>1 (1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 1 (2) (削除) 救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 内 容	第1節 医療救護	(市) 第1 医療班（健康課） 第2 医療班（市民病院） 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1 (1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 1 (2) (削除) 救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動	(略)	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理） （「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一）														
区 分	機関名	主 な 内 容																																	
第1節 医療救護	(市) 第1 医療班（健康課） 第2 医療班（市民病院） 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1 (2) 医療救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																	
(略)	(略)	(略)																																	
区 分	機関名	主 な 内 容																																	
第1節 医療救護	(市) 第1 医療班（健康課） 第2 医療班（市民病院） 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会	1 (1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 1 (2) (削除) 救護班の活動 1 (3) 救急搬送の実施 1 (4) 医薬品その他衛生材料の確保 1 (5) 血液製剤の確保 1 (6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																	
(略)	(略)	(略)																																	
147	第1節 医療救護 1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置 (1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 ア 市は、市内2カ所(第1候補場所：新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所：新川中学校、南中学校)に医療救護所を設置し、碧南市医師会、碧	第1節 医療救護 1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置 (1) (削除) 救護所の設置及び (削除) 救護班の編成 ア 市は、市内2カ所(第1候補場所：新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所：新川中学校、南中学校)に(削除) 救護所を設置し、碧南市医師会、	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理） （「医療・救護																																

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
148	南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて医療救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 イ 発災時は、医療救護本部を市役所内（会議室2）に設置し、碧南市医師会、碧南市歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。その後、被害状況や参集状況に応じて、<u>医療救護班</u>の編成、<u>医療救護所</u>の開設を行う。 ウ （略） （略） ◆資料編（資料12－13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12－14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） ◆資料編（資料12－15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会） (2) <u>医療救護班</u>の活動 ア 災害救助法に基づく医療は、原則として<u>医療救護班</u>によって行うものとする。 イ <u>医療救護班</u>において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。 ウ <u>医療救護班</u>の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、<u>医療救護所</u>の第1候補場所に備蓄しておくものとする。 エ <u>医療救護班</u>による救護ができない者、又は<u>医療救護班</u>による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。 この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。 ◆資料編（資料9－1）市内の医療機関 オ 災害救助法による助産は、原則として<u>医療救護班</u>によって行われる。<u>医療救護班</u>による助産ができない場合、又は<u>医療救護班</u>による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。 この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。	碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて(削除)救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。 イ 発災時は、医療救護本部を市役所内（会議室2）に設置し、碧南市医師会、碧南市歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。その後、被害状況や参集状況に応じて、(削除)救護班の編成、(削除)救護所の開設を行う。 ウ （略） （略） ◆資料編（資料12－14）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会） ◆資料編（資料12－15）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会） ◆資料編（資料12－16）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会） (2) (削除)救護班の活動 ア 災害救助法に基づく医療は、原則として(削除)救護班によって行うものとする。 イ (削除)救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。 ウ (削除)救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、(削除)救護所の第1候補場所に備蓄しておくものとする。 エ (削除)救護班による救護ができない者、又は(削除)救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。 この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。 ◆資料編（資料9－1）市内の医療機関 オ 災害救助法による助産は、原則として(削除)救護班によって行われる。(削除)救護班による助産ができない場合、又は(削除)救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。 この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。	所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理） 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理） （「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一） 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （令和6年1月30日付消防第14号消防庁国民保護・防災

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
149	カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。 (3) 救急搬送の実施 (略) (4) 医薬品その他衛生材料の確保（市） ア 医療救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。（略） ◆資料編（資料12－15）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会） (略) イ 陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 ウ (略) (5) 血液製剤の確保（市） ア～イ (略) ウ 通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。 (略) (6) (略) 2 災害拠点病院における措置 災害拠点病院は、医療救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また保健医療調整会議に参画して、情報共有を図る。	カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ(削除) 救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。 (3) 救急搬送の実施 (略) (4) 医薬品その他衛生材料の確保（市） ア (削除) 救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。（略） ◆資料編（資料12－16）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会） (略) イ 緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 ウ (略) (5) 血液製剤の確保（市） ア～イ (略) ウ 緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。 (略) (6) (略) 2 災害拠点病院における措置 災害拠点病院は、(削除) 救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また保健医療調整会議に参画して、情報共有を図る。	部防災課長通知に基づく修正) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
150	第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (1)～(9) (略) (10) 応援協力関係	第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (1)～(9) (略) (10) 応援協力関係	2. 碧南市各部署における活動の反映等

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																
153	ア～カ（略） <u>（追記）</u>	ア～カ（略） <u>キ 歯科支援が必要な場合、市歯科医師会に派遣要請するとともに、必要であれば、県にJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行うものとする。</u>	（表記の整理）																																
154	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策																																	
154	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 <u>（追記）</u></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	（略）	（略）			中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 <u>（追記）</u>		（略）	（略）			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 <u>○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	（略）	（略）			中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 <u>○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u>		（略）	（略）			1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置付けることに伴う修正）
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
（略）	（略）																																		
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 <u>（追記）</u>																																	
（略）	（略）																																		
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
（略）	（略）																																		
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 <u>○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u>																																	
（略）	（略）																																		
156	第1節 道路交通規制等 1 県警察における措置 （略） (1)～(4)（略）	第1節 道路交通規制等 1 県警察における措置 （略） (1)～(4)（略）	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																
157	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>（追記）</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等 <u>確認届出書</u> 」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申請者</u> に交付する。	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条 <u>第1項</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等 <u>確認申出書</u> 」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申出者</u> に交付する。	（災害対策基本法の改正に伴う修正）																																
158																																			

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
160	(略)	(略)	
161	第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略) (6) 関係機関との協力体制 (略) ◆資料編（資料6－3） <u>緊急輸送道路指定拠点、区間及び緊急輸送道路路線図</u> ◆資料編（資料12－30）災害時の情報交換に関する協定（ <u>(追記)</u> 国土交通省中部地方整備局） ◆資料編（資料12－48）災害時 <u>(追記)</u> 橋梁緊急点検の協力に関する協定書 <u>(西三河測量設計研究会)</u>	第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略) (6) 関係機関との協力体制 (略) ◆資料編（資料6－3） <u>(削除)</u> 緊急輸送道路路線図 ◆資料編（資料12－30）災害時の情報交換に関する協定（ <u>市対</u> 国土交通省中部地方整備局） ◆資料編（資料12－48）災害時 <u>の</u> 橋梁緊急点検の協力に関する協定書 <u>(削除)</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
162	2 中部地方整備局における措置 (1)～(5) (略) <u>(追記)</u>	2 中部地方整備局における措置 (1)～(5) (略) <u>(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u> <u>ア 検討会の設置</u> <u>中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。</u> <u>※「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。</u> <u>※「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。</u> <u>イ 検討会の開催</u> <u>名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県災害時交通マネジメント検討会を愛知県地域防災計画に位置付けることに伴う修正)

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
165	第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 （略） (3) 緊急輸送車両確保要領 （略） ア 確保順位 （略） （オ）自家用車両等 ◆資料編（（略）） ◆資料編（資料1 2－2 5）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書 （市対愛知県トラック協会西三支部碧南部会） （略） イ （略） （略） ◆資料編（資料6－2）車両・船舶等の調達先 （略） (5) （略） ◆資料編（資料6－9）緊急時ヘリコプター離着陸可能場所 （略）	<u>なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。</u> 第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 （略） (3) 緊急輸送車両確保要領 （略） ア 確保順位 （略） （オ）自家用車両等 ◆資料編（（略）） ◆資料編（資料1 2－2 6）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書 （市対愛知県トラック協会西三支部碧南部会） （略） イ （略） （略） ◆資料編（資料6－2）車両・船舶 <u>（削除）</u> の調達先 （略） (5) （略） ◆資料編（資料6－8）緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所 （略）	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害対策基本法の改正に伴う修正）
167	(8) 緊急通行車両の届出及び確認 緊急輸送を行う車両については、「緊急通行車両等届出書」を県（県本庁、県民事務所）又は県公安委員会（県警察本部、警察署）へ提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を受ける。 ◆資料編（資料6－5）緊急通行車両等届出書 ◆資料編（資料6－6）緊急通行車両確認証明書及び標章	(8) 緊急通行車両の <u>（削除）</u> 確認 緊急輸送を行う車両については、「緊急通行車両等確認申出書」を県（県本庁、県民事務所）又は県公安委員会（県警察本部、警察署）へ提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を受ける。 ◆資料編（資料6－4）緊急通行車両等 <u>確認申出書</u> ◆資料編（資料6－5）緊急通行車両確認証明書及び標章	
174	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																						
174	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第3節 帰宅困難者 対策</td><td>(市)本部班（防 災課）、広報班 （経営企画課）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第3節 帰宅困難者 対策	(市)本部班（防 災課）、広報班 （経営企画課）	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第3節 帰宅困難者 対策</td><td>(市)本部班（防 災課）、広報班 （秘書課）</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第3節 帰宅困難者 対策	(市)本部班（防 災課）、広報班 （秘書課）	(略)	(略)	(略)	2．碧南市各部 局における活動 の反映等 （表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																							
(略)	(略)	(略)																							
第3節 帰宅困難者 対策	(市)本部班（防 災課）、広報班 （経営企画課）	(略)																							
	(略)	(略)																							
区 分	機 関 名	主 な 内 容																							
(略)	(略)	(略)																							
第3節 帰宅困難者 対策	(市)本部班（防 災課）、広報班 （秘書課）	(略)																							
	(略)	(略)																							
177	第2節 要配慮者支援対策 1 市における措置 (1)～(4) (略)	第2節 要配慮者支援対策 1 市における措置 (1)～(4) (略)	1．県の地域防 災計画の修正の 反映																						
178	◆資料編（資料12－59）災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> ◆資料編（資料8－3）福祉避難所 (6)～(7) (略) (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (略) ア～イ (略) ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報及び<u>(追記)</u>外国人相談対応等における通訳翻訳支援の活用	◆資料編（資料12－60）災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>(第2編災害予防 第9章 第1節 1 (3) 福祉避難所の整備 エに移動)</u> ◆資料編（資料8－3）福祉避難所 (6)～(7) (略) (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (略) ア～イ (略) ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報及び<u>市の</u>外国人相談対応等における通訳翻訳支援の活用	（表記の整理） 1．県の地域防 災計画の修正の 反映 （愛知県災害 多言語支援セ ンターの設置 体制の見直し を行ったため）																						
180	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給																							

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																												
180	第1節 給水	第1節 給水	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																												
181	1 市における措置 (1)～(3) (略) (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川水等を(追記)ろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。	1 市における措置 (1)～(3) (略) (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。																																													
182	2 応急給水 (1) (略) (2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。 <table><tr><th></th><th>担当</th><th>掌握事務</th><th>関係機関</th></tr><tr><td rowspan="2">給排水部水道班給水係</td><td>総務担当 (管理係)</td><td>情報収集 応援要請</td><td>西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道災害復旧センター 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (3)～(5) (略) (6) 給水は、給水車によるもののほか、持ち運びの容易な飲料水パックを製造し、自動車による搬送・配布を実施する。また、状況に応じて、市長は知事に対し、ヘリコプターによる給水を要請するものとする。 3 (略) 4 非常用水源の確保 (略) (1) (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo. 1～No. 4配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2配水池を使用するものとする。 <table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>貯水量</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">第2配水場配水池</td><td>No1 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No2 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr></table>		担当	掌握事務	関係機関	給排水部水道班給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道災害復旧センター 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）	(略)	(略)	(略)	名 称		貯水量	備考	第2配水場配水池	No1 配水池	5,500 m ³		No2 配水池	5,500 m ³		2 応急給水 (1) (略) (2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。 <table><tr><th></th><th>担当</th><th>掌握事務</th><th>関係機関</th></tr><tr><td rowspan="2">給排水部水道班給水係</td><td>総務担当 (管理係)</td><td>情報収集 応援要請</td><td>西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道震災復旧支援センター 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (3)～(5) (略) (6) 給水は、給水車によるもののほか、給水袋等の自動車による搬送・配布を実施する。また、状況に応じて、市長は知事に対し、ヘリコプターによる給水を要請するものとする。 3 (略) 4 非常用水源の確保 (略) (1) (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo. 1～No. 4配水池を(削除)使用するものとする。(削除) <table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>貯水量</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">第2配水場配水池</td><td>No1 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No2 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr></table>		担当	掌握事務	関係機関	給排水部水道班給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道震災復旧支援センター 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）	(略)	(略)	(略)	名 称		貯水量	備考	第2配水場配水池	No1 配水池	5,500 m ³		No2 配水池	5,500 m ³		2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
	担当	掌握事務	関係機関																																												
給排水部水道班給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道災害復旧センター 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）																																												
	(略)	(略)	(略)																																												
名 称		貯水量	備考																																												
第2配水場配水池	No1 配水池	5,500 m ³																																													
	No2 配水池	5,500 m ³																																													
	担当	掌握事務	関係機関																																												
給排水部水道班給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道震災復旧支援センター 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者（以下「県内水道事業者」という。）																																												
	(略)	(略)	(略)																																												
名 称		貯水量	備考																																												
第2配水場配水池	No1 配水池	5,500 m ³																																													
	No2 配水池	5,500 m ³																																													

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																
	<table><tr><td></td><td>No3 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td></td><td>No4 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td></td><td>合計</td><td>21,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>第1配水場配水池</td><td>第2 配水池</td><td>3,500 m³</td><td>予備用</td></tr></table> (略) 5～6 (略)		No3 配水池	5,000 m ³			No4 配水池	5,000 m ³			合計	21,000 m ³		第1配水場配水池	第2 配水池	3,500 m ³	予備用	<table><tr><td></td><td>No3 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td></td><td>No4 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td></td><td>合計</td><td>21,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr></table> (略) 5～6 (略)		No3 配水池	5,000 m ³			No4 配水池	5,000 m ³			合計	21,000 m ³		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
	No3 配水池	5,000 m ³																																	
	No4 配水池	5,000 m ³																																	
	合計	21,000 m ³																																	
第1配水場配水池	第2 配水池	3,500 m ³	予備用																																
	No3 配水池	5,000 m ³																																	
	No4 配水池	5,000 m ³																																	
	合計	21,000 m ³																																	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																
182	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																
	(略)	(略)																																	
183	(4) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請	(4) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請																																	
	(略)	(略)																																	
184	◆資料編（資料1 2－2 2）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）	◆資料編（資料1 2－2 3）災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）	(表記の整理)																																
184	第3節 生活必需物資の供給	第3節 生活必需物資の供給	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																
	(略)	(略)																																	
	2 生活必需品の給与又は貸与	2 生活必需品の給与又は貸与																																	
	(略)	(略)																																	
185	(3) 物資の調達	(3) 物資の調達	(表記の整理)																																
	(略)	(略)																																	
	エ (略)	エ (略)																																	
	◆資料編（資料1 2－1 0）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定	◆資料編（資料1 2－1 1）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定																																	
	(市対碧南高浜石油業協同組合)	(市対碧南高浜石油業協同組合)																																	
	◆資料編（資料1 2－2 2）災害時における食糧品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）	◆資料編（資料1 2－2 3）災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）																																	
	◆資料編（資料1 2－2 3）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	◆資料編（資料1 2－2 4）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書																																	
	(市対(株)カイノス(旧(株)三河機工))	(市対 (削除) (株)三河機工)																																	
	◆ (略)	◆ (略)																																	
	◆資料編（資料1 2－4 5）災害時における液化石油ガスの供給協力等に関する協定書	◆資料編（資料1 2－4 5）災害時における液化石油ガスの供給 (削除) 等に関する協定書																																	

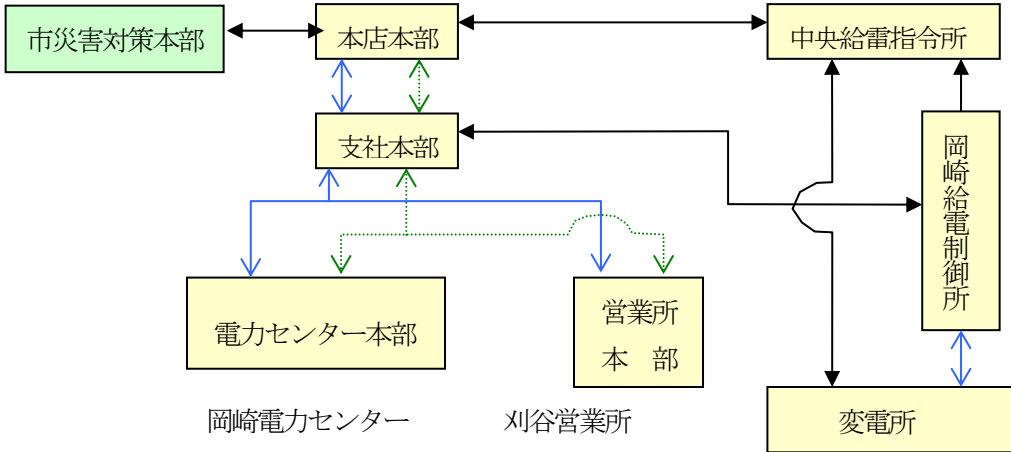
碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																		
186	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	第11章 環境汚染防止及び地域安全対策																			
186	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 地域安全対策</td><td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 地域安全対策</td><td>(市)本部班(防災課)、 広報班(秘書課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 広報班(秘書課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 広報班(秘書課)、地域班(地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	(略)																			
188	第12章 遺体の取扱い	第12章 遺体の取扱い																			
188	第1節 遺体の搜索	第1節 遺体の搜索	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
189	(略)	(略)																			
189	2 災害救助法の適用	2 災害救助法の適用	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
189	(略)	(略)																			
189	◆資料編（資料12-4） <u>災害救助法適用基準等</u>	◆資料編（資料12-4） <u>災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</u>	(表記の整理)																		
189	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
190	1 市における措置	1 市における措置																			
190	(略)	(略)																			
190	(5) 応援要求	(5) 応援要求	(表記の整理)																		
190	(略)	(略)																			
190	◆資料編（資料12-13）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）	◆資料編（資料12-14）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）																			
190	◆資料編（資料12-14）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）	◆資料編（資料12-15）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）																			
190	◆（略）	◆（略）																			
190	◆資料編（資料12-55）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 <u>（市対愛知県葬祭業協同組合）</u>	◆資料編（資料12-56）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 <u>（削除）</u>																			

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																															
190	(略)	(略)	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																															
191	3 災害救助法の適用 (略) ◆資料編（資料1 2－4） <u>災害救助法適用基準等</u>	3 災害救助法の適用 (略) ◆資料編（資料1 2－4） <u>災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</u>																																
	第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略) (6) 応援要求 (略) ◆(略) ◆資料編（資料1 2－5 5）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 (市対愛知県葬祭業協同組合)	第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略) (6) 応援要求 (略) ◆(略) ◆資料編（資料1 2－5 6）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 (削除)																																
	2 災害救助法の適用 (略) ◆資料編（資料1 2－4） <u>災害救助法適用基準等</u>	2 災害救助法の適用 (略) ◆資料編（資料1 2－4） <u>災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</u>																																
192	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	1．県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																															
192	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガス会社、LPガス協会</td><td></td><td>○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名		事 前	被害発生中	事 後	(略)	(略)			ガス会社、LPガス協会		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施		(略)	(略)			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>都市ガス会社、LPガス協会</td><td></td><td>○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	(略)	(略)			都市ガス会社、LPガス協会		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施		(略)	(略)	
機関名	事 前	被害発生中	事 後																															
(略)	(略)																																	
ガス会社、LPガス協会		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施																																
(略)	(略)																																	
機関名	事 前	被害発生中	事 後																															
(略)	(略)																																	
都市ガス会社、LPガス協会		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施																																
(略)	(略)																																	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																								
193	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 電力施設対策</td><td>(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（秘書情報課） 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 ガス施設対策</td><td>(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（秘書情報課）、 広報班（経営企画課） 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 電力施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（秘書情報課） 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)	第2節 ガス施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（秘書情報課）、 広報班（経営企画課） 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 電力施設対策</td><td>(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（経営企画課） 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 ガス施設対策</td><td>(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（経営企画課）、 広報班（秘書課） 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 電力施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（経営企画課） 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)	第2節 ガス施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（経営企画課）、 広報班（秘書課） 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)	2．碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 電力施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（秘書情報課） 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)																									
第2節 ガス施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（秘書情報課）、 広報班（経営企画課） 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第1節 電力施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（経営企画課） 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A	(略)																									
第2節 ガス施設対策	(市) 本部班（防災課）、 情報・調整班（経営企画課）、 広報班（秘書課） 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
193	第1節 電力施設対策 1 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 J E R Aにおける措置 (略) (2) 情報の収集と伝達 (略) (情報収集伝達系統)  (注)情報の伝達・報告は、図に示すルートによって行うものとする。 ただし、重要緊急事項については、特に図に示すルートにかかわらず迅	第1節 電力施設対策 1 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 J E R Aにおける措置 (略) (2) 情報の収集と伝達 (略) (削除) (削除)	2．碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
195	<u>速・的確なルートを選んで行うことができる。</u> <u>「→」は、給電指令ルートを通じて行う気象情報、発送変電設備の停止（被害）及び復旧状況等の臨時の伝達・報告ルートを示す。</u> <u>「→」は、対内情報班を通じて行う本部指令、気象情報、動員状況、停止（被害）及び復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。</u> <u>「→」は、各班の組織を通じて行う復旧状況の具体対策指示及び実施状況等の伝達・報告ルートを示す。</u>		
195	2 市における措置 （略） ◆資料編（資料1 2－2 6）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合） ◆資料編（資料1 2－2 7）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区） ◆資料編（資料1 2－2 8）災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定書（市対中部電気保安協会岡崎支部）	2 市における措置 （略） ◆資料編（資料1 2－2 7）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南電設業協同組合） ◆資料編（資料1 2－2 8）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区） <u>（削除）</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
195	第2節 ガス施設対策 （略）	第2節 ガス施設対策 （略）	2. 碧南市各部署における活動の反映等
196	2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置 （略） (6) 広報活動の実施 （略） ◆資料編（資料1 2－4 5）災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書 <u>（碧南ガス協同組合）</u>	2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置 （略） (6) 広報活動の実施 （略） ◆資料編（資料1 2－4 5）災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書 <u>（削除）</u>	（表記の整理）
197			
197	第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（市）における措置 （略） (1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損） ア （略）	第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（市）における措置 （略） (1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損） ア （略）	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
197	イ 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な<u>地区</u>に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 ウ <u>(追記)</u> 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。 (2) 応援の要請 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、<u>施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者、県あるいは日本水道協会へ応援を要請する。</u> ◆資料編（資料12－<u>17</u>）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） <u>(追記)</u> (3) （略） (4) 水道資材の備蓄 <u>仮配管等の必要性から水道資（追記）材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておくものとする。</u>	イ <u>(削除)</u> 配水管が破損し、復旧が困難な<u>場合</u>は、応急配管を行<u>うと共に、近接応急給水栓の利用を促す。</u> ウ <u>これと合わせて、</u>県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。 (2) 応援の要請 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、<u>被害状況に応じて、県、日本水道協会、及び協定締結先事業者へ応援を要請する。</u> ◆資料編（資料12－<u>18</u>）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） <u>◆資料編（資料12－51）災害時応援復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市上下水道工事店協同組合）</u> (3) （略） (4) 水道資材の備蓄 <u>応急復旧時の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。</u>	2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
198	第5節 下水道施設対策 1 下水道管理者（市）における措置（略） (2) 応援の要請（略） ◆資料編（資料12－<u>17</u>）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）	第5節 下水道施設対策 1 下水道管理者（市）における措置（略） (2) 応援の要請（略） ◆資料編（資料12－<u>18</u>）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会）	2．碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
198	第6節 通信施設の応急措置 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等<u>を関係</u>	第6節 通信施設の応急措置 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況<u>や見通し、</u>	1．県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画に基づく修正）

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																				
199	<u>機関に共有する。</u> （略） 3 市及び防災関係機関における措置 （略） また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害時モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	<u>代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u> （略） 3 市及び防災関係機関における措置 （略） また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため）																				
201	第14章 海上災害対策	第14章 海上災害対策																					
202	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 海上災害対策</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課） 消防署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 海上災害対策	（略）	（略）	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課） 消防署	（略）	（略）	（略）	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 海上災害対策</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（市）本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画</u>課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課） 消防署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 海上災害対策	（略）	（略）	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課） 消防署	（略）	（略）	（略）	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																					
第1節 海上災害対策	（略）	（略）																					
	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課） 消防署	（略）																					
	（略）	（略）																					
区 分	機 関 名	主 な 内 容																					
第1節 海上災害対策	（略）	（略）																					
	（市）本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課） 消防署	（略）																					
	（略）	（略）																					
208	第15章 航空災害対策	第15章 航空災害対策																					

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由												
209	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 航空災害対策</td><td>(市)本部班（防災課） 情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)</td><td>1(1) 航空機事故発生 of 通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(8) 消防応援要請 (略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 航空災害対策	(市)本部班（防災課） 情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	1(1) 航空機事故発生 of 通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(8) 消防応援要請 (略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 航空災害対策</td><td>(市)本部班（防災課） 情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)</td><td>1(1) 航空機事故発生 of 通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(8) 消防応援要請 (略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 航空災害対策	(市)本部班（防災課） 情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	1(1) 航空機事故発生 of 通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(8) 消防応援要請 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 航空災害対策	(市)本部班（防災課） 情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	1(1) 航空機事故発生 of 通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(8) 消防応援要請 (略)													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 航空災害対策	(市)本部班（防災課） 情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	1(1) 航空機事故発生 of 通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(8) 消防応援要請 (略)													
213	第16章 鉄道災害対策	第16章 鉄道災害対策													
214	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 鉄道災害対策</td><td>(略) (市)本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)</td><td>(略) (略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 鉄道災害対策	(略) (市)本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	(略) (略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節 鉄道災害対策</td><td>(略) (市)本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)</td><td>(略) (略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 鉄道災害対策	(略) (市)本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	(略) (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 鉄道災害対策	(略) (市)本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	(略) (略)													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節 鉄道災害対策	(略) (市)本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署 (略)	(略) (略)													
218	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策													
218	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第1節</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節	(略)	(略)													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第1節	(略)	(略)													

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																																
222	<table><tr><td>道路災害対策</td><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課）、土木施設管理班（土木港湾課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	道路災害対策	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課）、土木施設管理班（土木港湾課） 消防署	(略)		(略)	(略)	<table><tr><td>道路災害対策</td><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画</u>課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課）、土木施設管理班（土木港湾課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	道路災害対策	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課）、土木施設管理班（土木港湾課） 消防署	(略)		(略)	(略)																																					
道路災害対策	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課）、土木施設管理班（土木港湾課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
道路災害対策	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課）、土木施設管理班（土木港湾課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
222	第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策	第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策																																																	
222	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																																
223	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（<u>経営企画</u>課）、第1医療班（健康課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（<u>経営企画</u>課）、市民班（市民課）、第1医療班（健康課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（<u>経営企画</u>課）、市民班（市民課）、避難所班（国保年金課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課）、調達班（資産活用課、行政課）、農水班（農業水産課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（ <u>経営企画</u> 課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)	(略)	(略)	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（ <u>経営企画</u> 課）、市民班（市民課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)	(略)	(略)	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（ <u>経営企画</u> 課）、市民班（市民課）、避難所班（国保年金課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課）、調達班（資産活用課、行政課）、農水班（農業水産課） 消防署	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">第1節 放射性物質災害発生時の応急対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画</u>課）、広報班（<u>秘書</u>課）、第1医療班（健康課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画</u>課）、広報班（<u>秘書</u>課）、市民班（市民課）、第1医療班（健康課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（<u>経営企画</u>課）、広報班（<u>秘書</u>課）、市民班（市民課）、避難所班（国保年金課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課）、調達班（資産活用課、行政課）、農水班（農業水産課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)	(略)	(略)	第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、市民班（市民課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)	(略)	(略)	第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略)	(略)	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、市民班（市民課）、避難所班（国保年金課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課）、調達班（資産活用課、行政課）、農水班（農業水産課） 消防署	(略)	(略)	(略)	（表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																	
第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略)	(略)																																																	
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（ <u>経営企画</u> 課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略)	(略)																																																	
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（ <u>経営企画</u> 課）、市民班（市民課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略)	(略)																																																	
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、広報班（ <u>経営企画</u> 課）、市民班（市民課）、避難所班（国保年金課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課）、調達班（資産活用課、行政課）、農水班（農業水産課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																																	
第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	(略)	(略)																																																	
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	(略)	(略)																																																	
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、市民班（市民課）、第1医療班（健康課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	(略)	(略)																																																	
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（ <u>経営企画</u> 課）、広報班（ <u>秘書</u> 課）、市民班（市民課）、避難所班（国保年金課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課）、調達班（資産活用課、行政課）、農水班（農業水産課） 消防署	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
224	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策 1 事業者における措置 （略） （2）放射線障害の発生又は拡大防止措置	第1節 放射性物質災害発生時の応急対策 1 事業者における措置 （略） （2）放射線障害の発生又は拡大防止措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																																

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
228	（略） ◆資料編（資料5－3）放射性物質保有事業所 ◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策 1 4 原子力事業者（中部電力パワーグリッド株式会社、<u>（追記）</u>日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）における措置	（略） <u>（削除）</u> ◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図 第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策 1 1 4 原子力事業者（中部電力パワーグリッド株式会社、<u>関西電力株式会社</u>、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）における措置	（表記の整理） 2．碧南市各部署における活動の反映等
229	（略） 2 市及び消防署における措置 (1) （略） (2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 ア （略） （ア）～（カ） （略） （キ）市ホームページ及びLINE、<u>twitter</u>、Facebookなどのソーシャルメディア （略）	（略） 2 市及び消防署における措置 (1) （略） (2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 ア （略） （ア）～（カ） （略） （キ）市ホームページ及びLINE、<u>X</u>、Facebookなどのソーシャルメディア （略）	（表記の整理）
233	第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	
234	第1節 危険物等施設 1 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者における措置	第1節 危険物等施設 1 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者における措置	2．碧南市各部署における活動の反映等
235	（略） (4) 消防機関の受け入れ （略） ◆資料編（資料5－4）石油類等大量保有事業所 ◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	（略） (4) 消防機関の受け入れ （略） ◆資料編（資料5－3）石油類等大量保有事業所 ◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	（表記の整理）
237	第20章 高圧ガス災害対策	第20章 高圧ガス災害対策	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																							
237	第1節 高圧ガス施設	第2節 高圧ガス施設	2．碧南市各部署における活動の反映等																							
238	1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置 (略) (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報 (略) ◆資料編（資料5－5）高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編（資料5－6）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図	1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置 (略) (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報 (略) ◆資料編（資料5－4）高圧ガス大量保有事業所 ◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図		(表記の整理)																						
243	第22章 大規模な火事災害対策	第22章 大規模な火事災害対策																								
244	主な機関の措置	主な機関の措置	2．碧南市各部署における活動の反映等																							
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 大規模な火事災害対策</td><td>(市)本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分		機 関 名	主 な 内 容	第1節 大規模な火事災害対策	(市)本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第1節 大規模な火事災害対策</td><td>(市)本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第1節 大規模な火事災害対策	(市)本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署	(略)	(略)	(略)	(表記の整理)						
区 分	機 関 名	主 な 内 容																								
第1節 大規模な火事災害対策	(市)本部班（防災課）、情報・調整班（秘書情報課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署	(略)																								
	(略)	(略)																								
区 分	機 関 名	主 な 内 容																								
第1節 大規模な火事災害対策	(市)本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署	(略)																								
	(略)	(略)																								
247	第23章 住宅対策	第23章 住宅対策	1．県の地域防災計画の修正の反映																							
249	主な機関の措置	主な機関の措置		(表記の整理)																						
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 住宅の応急修理</td><td>(市)住宅建築班（建築課）</td><td>1 住宅の応急修理の実施 (追記) 2 災害救助法の適用</td></tr><tr><td>第6節 障害物の除去</td><td>(略)</td><td>1 障害物の除去の実施 2 災害救助法の適用</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第5節 住宅の応急修理	(市)住宅建築班（建築課）	1 住宅の応急修理の実施 (追記) 2 災害救助法の適用	第6節 障害物の除去	(略)	1 障害物の除去の実施 2 災害救助法の適用	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 住宅の応急修理</td><td>(市)住宅建築班（建築課）</td><td>1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用</td></tr><tr><td>第6節 障害物の除去</td><td>(略)</td><td>1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 災害救助法の適用</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	(略)	(略)	(略)	第5節 住宅の応急修理	(市)住宅建築班（建築課）	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用	第6節 障害物の除去	(略)	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 災害救助法の適用
区 分	機 関 名	主 な 内 容																								
(略)	(略)	(略)																								
第5節 住宅の応急修理	(市)住宅建築班（建築課）	1 住宅の応急修理の実施 (追記) 2 災害救助法の適用																								
第6節 障害物の除去	(略)	1 障害物の除去の実施 2 災害救助法の適用																								
区 分	機 関 名	主 な 内 容																								
(略)	(略)	(略)																								
第5節 住宅の応急修理	(市)住宅建築班（建築課）	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用																								
第6節 障害物の除去	(略)	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 災害救助法の適用																								

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
249	第2節 被災住宅等の調査	第2節 被災住宅等の調査	2．碧南市各部署における活動の反映等
250	1 市における措置 (略) (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項 ◆資料編（資料1 2－5 8）災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	1 市における措置 (略) (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項 ◆資料編（資料1 2－5 9）災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	
252	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	1．県の地域防災計画の修正の反映
253	1 市における措置 市は、被災住宅の応急修理について、 <u>居住のために必要な最小限度の部分</u> を <u>応急的に補修</u> するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるので、市は協力する。なお、県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。 <u>（追記）</u>	1 市における措置 市は、被災住宅の応急修理について、 <u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」</u> をするものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるので、市は協力する。なお、県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。 <u>（1）応急修理の実施</u> <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>（イ）応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>（ロ）修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>（ハ）修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>（ニ）修理の期間</u> <u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>（ホ）修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u>	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
253	<u>ア</u> 修理の対象住家 住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>カ</u> 給付対象者の範囲 <u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u> <u>キ</u> 建築材料の調達 原則として市指名願登録業者より調達するものとする。 <u>ケ</u> 他市町村又は県に対する応援要求 市は、自ら住宅の応急修理をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ住宅の応急修理の実施又はこれに要する要員及び建築資機材について応援を要求する。 <u>（追記）</u>	<u>イ</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 <u>（ア）</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>（イ）</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>（ウ）</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>（エ）</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>（オ）</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>（（第5節 住宅の応急修理（1）イ（ア）a・b）に統合）</u> <u>（カ）</u> 建築材料の調達 原則として市指名願登録業者より調達するものとする。 <u>（2）</u> 応援協力の要請 市は、自ら住宅の応急修理をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ住宅の応急修理の実施又はこれに要する要員及び建築資機材について応援を要求する。 <u>◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用）
254	第6節 障害物の除去 1 市における措置 （略）	第6節 障害物の除去 1 市における措置 （略）	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
254	ア 障害物の除去の実施 （ア）障害物の除去の対象住家 （略） （イ）除去の範囲 （略） （ウ）除去の費用 （略） （エ）除去の期間 （略） （オ）除去の方法 （略） ◆資料編（資料資料1 2－1 7）災害時応急復旧工事等の協力に関する協 定書 （市対碧南市災害復旧協議会） （カ）給付対象者の範囲 （略） イ 他市町村又は県に対する応援要求 （略）	<u>(1)</u> 障害物の除去の実施 <u>ア</u> 障害物の除去の対象住家 （略） <u>イ</u> 除去の範囲 （略） <u>ウ</u> 除去の費用 （略） <u>エ</u> 除去の期間 （略） <u>オ</u> 除去の方法 （略） ◆資料編（資料資料1 2－ <u>1 8</u> ）災害時応急復旧工事等の協力に関する協 定書 （市対碧南市災害復旧協議会） <u>カ</u> 給付対象者の範囲 （略） <u>(2)</u> 他市町村又は県に対する応援要求 （略）	2．碧南市各部 局における活動 の反映等 （表記の整理）
256	第2 4 章 学校における対策	第2 4 章 学校における対策	
258	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
259	1 市における措置 （略） (2) 給与の品目 （略） <u>(ア)</u> 教科書、教材 <u>(イ)</u> 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、下敷、クレヨン、絵具、定規等） <u>(ウ)</u> 通学用品（運動靴、カバン、傘、ゴム靴等）	1 市における措置 （略） (2) 給与の品目 （略） <u>ア</u> 教科書、教材 <u>イ</u> 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、下敷、クレヨン、絵具、定規等） <u>ウ</u> 通学用品（運動靴、カバン、傘、ゴム靴等）	2．碧南市各部 局における活動 の反映等 （表記の整理）
260	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																								
260	第1章 復興体制																										
260	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>職員の派遣要請</td><td>(市) 情報・調整班 (秘書情報課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節	(略)	(略)	職員の派遣要請	(市) 情報・調整班 (秘書情報課)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>職員の派遣要請</td><td>(市) 情報・調整班 (秘書課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節	(略)	(略)	職員の派遣要請	(市) 情報・調整班 (秘書課)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節	(略)	(略)																									
職員の派遣要請	(市) 情報・調整班 (秘書情報課)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節	(略)	(略)																									
職員の派遣要請	(市) 情報・調整班 (秘書課)	(略)																									
267	第3章 災害廃棄物処理対策																										
267	第1節 災害廃棄物処理対策																										
268	1 市における措置 (1)～(4) (略) (5) 周辺市町村及び県への応援要請 (略) ◆資料編（資料12－6）し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書 (三河、知多清掃施設連絡協議会) ◆資料編（資料12－7）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																							
269	◆資料編（資料12－44）災害時における廃棄物の処理等に関する協定書																										
270	第4章 被災者等の生活再建等の支援																										

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																										
270	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 罹災証明書の交付等</td><td>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</td><td>1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成</td></tr><tr><td>(追記)</td><td>(追記)</td><td>(追記)</td></tr><tr><td>第2節 被災者への経済的支援等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 金融対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 住宅等対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 労働者対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成	(追記)	(追記)	(追記)	第2節 被災者への経済的支援等	(略)	(略)	第3節 金融対策	(略)	(略)	第4節 住宅等対策	(略)	(略)	第5節 労働者対策	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></td><td>(市) 巡視・調査班(税務課) <u>(削除)</u></td><td><u>1 罹災証明書の交付</u> <u>(削除)</u></td></tr><tr><td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td><u>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)</u></td><td><u>1(1) 被災者台帳の作成</u> <u>1(2) 災害ケースマネジメントの実施</u></td></tr><tr><td>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 金融対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第5節 住宅等対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 労働者対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	(市) 巡視・調査班(税務課) <u>(削除)</u>	<u>1 罹災証明書の交付</u> <u>(削除)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	<u>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)</u>	<u>1(1) 被災者台帳の作成</u> <u>1(2) 災害ケースマネジメントの実施</u>	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(略)	(略)	第4節 金融対策	(略)	(略)	第5節 住宅等対策	(略)	(略)	第6節 労働者対策	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (愛知県の意向を踏まえた修正) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正及び表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																											
第1節 罹災証明書の交付等	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 罹災証明書の交付 1 (2) 被災者台帳の作成																																											
(追記)	(追記)	(追記)																																											
第2節 被災者への経済的支援等	(略)	(略)																																											
第3節 金融対策	(略)	(略)																																											
第4節 住宅等対策	(略)	(略)																																											
第5節 労働者対策	(略)	(略)																																											
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																											
第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	(市) 巡視・調査班(税務課) <u>(削除)</u>	<u>1 罹災証明書の交付</u> <u>(削除)</u>																																											
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	<u>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)</u>	<u>1(1) 被災者台帳の作成</u> <u>1(2) 災害ケースマネジメントの実施</u>																																											
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(略)	(略)																																											
第4節 金融対策	(略)	(略)																																											
第5節 住宅等対策	(略)	(略)																																											
第6節 労働者対策	(略)	(略)																																											
271																																													
271	第1節 罹災証明書の交付等 1 市における措置 (1) 罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u> 1 市における措置 <u>(削除)</u> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修																																										

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
271	なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県へ住家等の被害の程度の調査への応援協力を依頼する。 <u>（追記）</u> ア （略） イ （略） <u>(2) 被災者台帳の作成</u> <u>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u>	なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u>市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県へ住家等の被害の程度の調査への応援協力を依頼する。 <u>(1) （略）</u> <u>(2) （略）</u> <u>(修正後第2節として記載)</u>	正及び表記の整理) (地震・津波編との整合) 2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)
271	<u>(追記)</u>	<u>第2節 被災者台帳の作成</u> <u>1 市における措置</u> <u>(1) 被災者台帳の作成</u> <u>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> <u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u> <u>市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画に基づく修正及び表記の整理) 2. 碧南市各部局における活動の反映等 (表記の整理)
271	第2節 被災者への経済的支援等	<u>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	1. 県の地域防

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由																																
272	1 市における措置 (1)～(2)（略） (3) 市税等の減免等（略） <table><tr><td>担当課</td><td>項目</td><td>支援の対象</td><td>支援の内容</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免</td><td>災害又は火災の場合</td><td>市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部	(略)	(略)	(略)	(略)	1 市における措置 (1)～(2)（略） (3) 市税等の減免等（略） <table><tr><td>担当課</td><td>項目</td><td>支援の対象</td><td>支援の内容</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免</td><td>災害又は火災の場合 災害又は火災の場合</td><td>市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合 災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部	(略)	(略)	(略)	(略)	災害計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合 災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
273	第3節 金融対策 (略)	第4節 金融対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																
275	第4節 住宅等対策 (略)	第5節 住宅等対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																
276	第5節 労働者対策 (略)	第6節 労働者対策 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																
277	第5章 商工業・農林水産業の再建支援	第5章 商工業・農林水産業の再建支援																																	

碧南市地域防災計画(風水害等災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画（令和6年2月修正）	改正後（令和7年2月修正）	改正理由
277	第2節 農林水産業の再建支援 （追記）	第2節 農林水産業の再建支援 <u>1 市における措置</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)